

山口県報

平成25年
8月6日
(火曜日)

目次

告示
道路の区域の変更(道路整備課).....

公告
災害救助法の規定に基づく救助の実施(厚政課).....
山口県労働委員会の委員の任命(労働政策課).....
平成二十五年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催(畜産振興課).....
公共測量の実施(二件)(監理課).....

山口県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年八月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 光柳井線
道路の区域

区 間		新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡田布施町大字下田布施字兼森 二五一九の四地先から 同郡同町同大字字草ヶ迫二三五 二三の一九地先まで		最狭 三・七・五	最狭 三・二・五〇		三・八・五	三・八・五	

(二六六) 災害救助法の規定に基づく救助の実施

平成二十五年七月二十八日の大雨による災害に関し、同日から次の区域に対して災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)の規定に基づく救助を実施しました。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

山口市、萩市及び阿武郡阿武町の区域

(二六七) 山口県労働委員会の委員の任命

労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第十九条の十二第三項の規定により、平成二十五年八月一日山口県労働委員会の委員を次のとおり任命しました。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

区 分 氏 名 職 名
使用者委員 藤岡 啓介 宇部興産株式会社顧問

(二六八) 平成二十五年山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十五年山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 講習会の種別
家畜人工授精に関する講習会
- 二 開催場所
防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部
- 三 開催期間
平成二十五年十一月五日(火曜日)から同年十二月四日(水曜日)まで
- 四 受講者の定員
十五人
- 五 講習に係る家畜の種類
牛
- 六 講習科目

区 分	学 科		科 目
	一般科目	専門科目	
	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	
実 習	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人	工授精	

- 七 受講申込書の提出期限
平成二十五年十月四日(金曜日)
- 八 受講の手続
講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。
- 九 受講者の決定
受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。
- 十 受講手数料
一万八千四百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜

平成二十五年八月六日印刷
平成二十五年八月六日発行

発行所 山口県庁
山口県知事

産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ
と。

(二六九) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし
た。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
宇部市
- 三 作業の期間
平成二十五年七月十八日から平成二十六年一月十日まで

(二七〇) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、長門市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし
た。

平成二十五年八月六日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 作業の種類
公共測量(数値地形図データ作成)
- 二 作業の地域
長門市
- 三 作業の期間
平成二十五年七月二十二日から同年十月三十一日まで